狀や竹簡の記載より、

胡家草場漢簡「律令」と文帝刑制改革

水

間 大

輔

はじめに

第三節 第四節

語

贖刑と罰金刑 肉刑の廢止と隱官 第二節 身分刑から勞役刑へ 第一節 三族刑の再制定 はじめに

二〇一八年、湖北省荊州市荊州區の胡家草場第一二號墓より大量の簡牘が出土した。第一二號墓の出土器物の形

被葬者が埋葬された年代は前漢の文帝期で、文帝後元年(紀元前一六三年)を遡るものでは

ないと見られている。

卷にまとめられていた。

2 りの竹簡に律令の條文が記されている。律は「□律」・「旁律甲」・「旁律乙」の三卷、令は「令散甲」とその他の二 胡家草場漢簡にはさまざまな文書が含まれているが、本稿で採り上げたいのは「律令」である。全部で三千本餘

草場漢簡の整理者が發表した論文などの中で掲載・引用されていたが、ごくわずかに過ぎなかった。 版によって、我々はある程度の分量の圖版・釋文を初めて目にすることができるようになった。「律令」に限って 版され、胡家草場漢簡の圖版と釋文の一部が公表された。胡家草場漢簡の圖版・釋文はそれ以前においても、 制史研究にとって極めて重要な條文がいくつも見える。 二〇二一年、荊州博物館・武漢大學簡帛研究中心編著 『選粹』には全部で一一三本が掲載されている。全體のわずか三○分の一に過ぎないが、それでも秦漢法 『荊州胡家草場西漢簡牘選粹』(以下『選粹』 と略稱 『選粹』 の出 胡家 が出

どの改革以降のものである。近年の研究によると、文帝は文帝元年(前一七九年)から同十三年(前一六七年)へ至 胡家草場漢律令の出土は、改革直後の狀況を具體的に知るうえで、大きな手掛かりをもたらしたといえよう。 るまで、「收」制度及び肉刑を廢止し、身分刑を勞役刑へ轉換して刑期を設けるなど(後述)、秦から受け繼がれて 容とする。しかし、既に指摘されている通り、胡家草場漢律令は文帝十三年(前一六七年)に行われた肉刑廢止な きた刑罰制度に對して大規模な改革を行った。しかし、今日知られている漢律令の條文は、改革前のものが壓倒的 しいのは、これまで張家山漢簡「二年律令」であった。二年律令は呂后二年(紀元前一八六年)の律令の條文を内 律令の條文が數多く含まれており、かつ既に圖版と釋文が全面的に公表されている簡牘羣のうち、 改革によって條文とその内容が具體的にどのように改められたのか、必ずしも知ることはできなかった。 最も時代が新

な公表を待たなければならないが、筆者にとっては、 選粹』ではまだ一部の簡牘が公表されているに過ぎないので、 同書を閲覽しただけでも數多くの發見があった。 胡家草場漢簡に對する本格的な研究は、 本稿ではそ 全面

第一節 三族刑の再制定

れらのうち、文帝刑制改革に關する問題をいくつか採り上げて論じる。

| 賊律| にはこの三族刑を法定刑とする條文が見える。 族刑とは罪人の「三族」すなわち父母・妻子・同産 (同父の兄弟姉妹)を處刑する刑罰である。 胡家草場漢律

其城邑反・降、 、城邑亭鄣反・降諸侯、及守乘城亭鄣、 及守乘城棄去若降之、及謀反者、 諸侯人來功(攻)盜、 父母・妻子・同産無少長皆棄市。 不堅守而棄去之、若降之、及謀反者、 謀反者獄具、二千石官案掾

移廷、廷以聞、 有報、 乃以從事。其坐謀反者、能編(徧)捕、若先告吏、皆除坐者罪。(第二一簡~二四簡

侯の劉章らはクーデターを起こし、それまで政權を掌握していた呂氏一族を皆殺しにし、なし崩し的に三族刑が復 以前、 だが、呂后元年 筆者は漢初における三族刑の變遷について、次のように述べた。すなわち、漢は當初秦の三族刑を受け繼 (紀元前一八七年)に廢止した。呂后八年(前一八〇年)に呂后が死去すると、太尉の周勃と朱虚

件が發覺し、新垣平を三族刑に處した。文帝はそのときか、あるいは遲くとも後七年 活した。新たに即位した文帝は元年(前一七九年)に再度三族刑を廢止したが、後元年 (前一五七年) までには三族 (前一六三年) に新垣平の

3 家草場漢簡はまさに文帝期のものであるから、文帝期における三族刑の再制定を考えるうえで重要な史料であり、 以上の鄙見を論文として最初に發表したのは二〇一二年であり、 胡家草場漢簡が出土する前のことであった。 胡

刑を再制定した、と。

4

如上の鄙見は再檢討を要することとなった次第である。

注目されるのは、 以城邑亭鄣反・降諸侯、及守乘城亭鄣、諸侯人來攻盜、不堅守而棄去之、若降之、 本條と似た條文が二年律令「賊律」にも見えることである。

及謀反者、

皆要斬。

出土漢簡「賊律」の一條文の釋文を公表し、これらの條文と似ていることを指摘している。(8) さらに、 ・妻子・同産無少長皆棄市。其坐謀反者、 『選粹』の出版後、 彭浩氏は論文を一篇發表し、その中でこれまで未公表であった張家山第三三六號墓 能偏 (編) 捕、若先告吏、皆除坐者罪。 (第一簡・二簡

以城邑亭鄣反・降諸侯、及守乘城亭鄣、諸侯人來攻盜、不堅守而棄去之、若降之、及謀反者、皆要斬

上限が文帝七年(紀元前一七三年)、下限が文帝十三年(前一六七年)より前と見られる。第三三六號墓漢簡の圖版 れら三者の條文を比較すると、 と釋文については、 が、一九八六年にもその附近の張家山第三三六號墓より竹簡羣が出土し、その中には律令の條文を内容とする文書 家草場漢律令を示すものとする。また、以下では三者に記されている本條をそれぞれ「二年律令版」・「第三三六號 に公表されておらず、 が含まれている。第三三六號墓の埋葬年代は竹簡の記載内容、及び副葬されていた陶器の造型と組み合わせから 以上、要するに二年律令、張家山第三三六號墓出土漢律、胡家草場漢律令に同樣の條文が見えることになる。こ 知の通り、二年律令は一九八三~八四年に湖北省荊州市荊州區の張家山第二四七號墓より出土した文書である 近々『張家山漢墓竹簡[三三六號墓]』の出版が豫定されているらしいが、現在はまだ全面(ユロ) 同竹簡羣の整理者らが各自の論文の中で、 次の通りになる。「二」は二年律令、「三」 一部の釋文を公表しているのみである。 は張家山第三三六號墓漢律、 「胡」は胡

墓版」・「胡家草場版」と略稱する。

胡家草場漢簡「律令」と文帝刑制改革

以城邑亭鄣反 降諸侯、 及守乘城亭鄣、 諸侯人來攻盜、 不堅守而棄去之、 若降之、 及謀反者、 皆要斬

Ξ 以城邑亭鄣反 降諸侯、 及守乘城亭鄣、 諸侯人來攻盜、不堅守而棄去之、 若降之、 及謀反者、 皆要斬

其 父母・ 妻子・

Ξ

胡

胡

以城邑亭鄣反

降諸侯、

及守乘城亭鄣、

諸侯人來功盜、

不堅守而棄去之、

若降之、

及謀反者、

皆要斬

同産無少長皆棄市

其城邑反・降、 及守乘城棄去若降之、 及謀反者、 父母・ 妻子・ 同産無少長皆

謀反者獄具、二千石官案掾移廷、 廷以聞、 有報、 乃以從事。 其坐謀反者、 能編捕、 若先告吏、 皆除坐者罪

其坐謀反者、

能偏捕、

若先告吏、

皆除坐者罪

部分もある。これらの相違について彭浩氏は、時代差によるものと解している。まず、氏は第三三六號墓版につい て、「父母・妻子・同産無少長皆棄市」という三族刑の規定が見えないこと、同じく張家山第三三六號墓出 土の

見られる通り、三者の間では全くあるいはほとんど同じ部分もあれば、

他に比して記述自體を完全に欠いている

(220)に縁坐刑を廢止したという記述が見えることから、第三三六號墓版は文帝元年に公布されたものと解している。そ -七年質日」より、第三三六號墓漢律の年代の下限は文帝元年と考えられること、『史記』や『漢書』では文帝元年

5 して、 胡家草場版では「其城邑反・降、及守乘城棄去若降之、 及謀反者」とあるのを、二年律令版では「其」で指

しており、 表現が簡潔で練れていることから、 胡家草場版の年代は二年律令版よりも早く、 高祖期のものであった

6 可能性を指摘している 曹旅寧氏は、 胡家草場版は第三三六號墓版よりも遲く、 文帝後期あるいは景帝初期の條文と解している。(ユン)

も洗練されているように見える。 以上の問題について、私は次のように考える。彭浩氏が指摘する通り、 彭氏の解釋を補充すると、 胡家草場版の場合、 確かに二年律令版の方が胡家草場版より 「①以城邑亭鄣反 ・降諸侯

ることで、繰返しを避けている。 傍線②でもう一度繰り返し述べていることになる。しかし、二年律令版ではこれを「其」という代名詞を用 及謀反者、 諸侯人來功 父母・妻子・同産無少長皆棄市」とあり、 (攻) 盗、不堅守而棄去之、若降之、及謀反者、皆要斬。其②城邑反・降、 傍線①で既に述べられたことを、 やや省略はあるもの 及守乘城棄去若

通假字で、本來の意味からすると「攻」に作るべきである。それゆえ、二年律令版と第三三六號墓版の方が、 また、二年律令版と第三三六號墓版では「攻盜」とあるが、胡家草場版では「功盜」に作る。「功」は 「攻」の 用字

においても洗練されているように見える。

第一に、次節以降で檢討する通り、 胡家草場版が二年律令版より早いとする點については、以下の疑問を感じざるをえない 胡家草場漢律令には文帝刑制改革を經た痕跡が隨所に認められる。

わらず、本條のみ高祖期の條文ということはありえるのであろうか。

はなく、 胡家草場版の方が收録されているのであろうか。 胡家草場版が二年律令版より前とすると、なぜ胡家草場漢律令には、 より洗練された二年律令版の方で

確かに二年律令版と第三三六號墓版は、 胡家草場版に比して洗練されているが、 後者には前者にない規

ざこの部分を削除して、 を裁く手續について定めたもので 定が見える。それは 「謀反者獄具、 二年律令版や第三三六號墓版ができたとは考えがたい (後述)、本來必要不可欠な規定であったはずである。 二千石官案掾移廷、廷以聞、 有報、 乃以從事」の部分である。 にもかかわらず、 これは謀 わざわ の罪

れている。 くも表現が洗練されていないのではなかろうか。 制定したが、 元年以降における三族刑の再制定に伴って定められた條文と考えられる。 にできたものと考える。そういう意味では、曹旅寧氏の説の方が鄙見に近い。 以上から筆者は、 すると、 再制定された部分を官吏が書き寫したとき、「其」と省略せずに直接既存の律に組み込んだため、 文帝は後七年を待つまでもなく、 胡家草場版は二年律令版と第三三六號墓版より早い時代のものではなく、 胡家草場第一二號墓の埋葬年代は、 後元年に三族刑を正式に再制定していたことになろう。 おそらく、文帝が詔を下して三族刑を再 さらにいえば、 文帝後元年を下限とするとさ 胡家草場版は文帝後 むしろそれよりも

か

補 いながら譯すと、 家草場版では 「謀反者獄具、二千石官案掾移廷、 次の通りになるであろう。 廷以聞、 有報、 乃以從事」いう規定があるが、 これを言葉を

記録は皇帝へ上書し、 道において〕 謀反事件の審理が終了したら、「二千石官」(郡守)はこれを審査して廷尉へ文書を送り、 刑罰を執行するよう皇帝から回答があれば、その通りに執行する。

刑事事件の審理はまず各地の縣・道によって行われるのが原則であった。

漢においては、

査を行わなければならなかった。 郡はさらに中央の廷尉へ文書を送る。本條には「移廷、 廷以聞」 とあるだけで、

縣・道は最終的な判決を下して刑罰を執行する權限がなく、

審理の結果を郡へ送り、

郡守がさらに審

しかし、

あたかも廷尉は郡から受けとった文書をそのまま皇帝へ上書するだけのごとくに記されているが、 廷尉は司法を專 刑罰を執

7 門とする機關・官吏であるから、 おそらく廷尉でも審理が行われたと考えられる。廷尉が皇帝へ上書し、

(218)

(217)行するよう皇帝から回答があれば、 要するに、後世の前近代中國法に見られる「必要的覆審制」が行われていたといえる。 刑罰が執行される。 必要的覆審制とは滋賀秀

8 の身柄とともに府へ送るものとされていた。 級機關の手に留保することによって、重要な事案はいわば自動的に幾つかの審級を重ねるように定めた仕組」をい 三氏の造語で、「事案をすべてまず下級機關で取扱わせながら、 州は判決を下して刑罰を執行する權限がなく、 例えば、 清代の場合、縣あるいは州がまず事件の審理を行うが、 認定された事實と法の適用の原案を文書として作成し、 他面その決定權は、事の重要さに應じ、 被疑者の行爲が徒以上の刑罰にあたる場合、 定の上

年律令「興律」に 必要的覆審制が遲くとも漢初より存在したことは、 『選粹』が出版される以前より知られていた。 すなわち、二

|千石官。二千石官・丞謹掾、 當論、 乃告縣道官以從事。 徹侯邑上在所郡守。(第三九六簡・三九七簡

勿庸論、上獄屬所二千石官。二千石官令母害都吏復案、

間

聞

縣道官所治死罪及過失・戲而殺人、獄已具、

その縣・道が所屬する郡守へ報告しなければならなかった。郡守は都吏に再審理を行わせ、 ば本條の特別規定であって、 死罪及び「過失殺人」(「過失」によって人を死に至らしめたこと)・「戲殺人」(双方が互いに了承のうえで危険 と定められている。 郡守と丞はその結果をさらに審理し、刑罰を執行すべきと判斷した場合、縣・道へ通告して刑罰を執 相手を死に至らしめたこと)にあたる事件の場合、 謀反も本來ならば死罪であるが、郡による再審理のみならず、特別に廷尉による審 胡家草場版の「謀反者獄具、二千石官案掾移廷、廷以聞、 縣・道は審理を終えても刑罰を執行してはならず、 有報、 都吏はその結果を郡守 乃以從事」 は

皇帝による批准を經るものとしたのであろう。

であろう。

しかも、

謀反は

「反」すなわち反逆が實行に移される前の段階であり、

死刑 二年律令第三九六簡・三九七簡において必要的覆審制を定めているのは、 謀反は有罪が確定し、 0 0) みならず、 適用に慎重を期し、 さらに廷尉の審理、 冤罪を防ぐためと考えられる。(16) 法定刑通りに刑罰が執行される場合、 皇帝の批准を必要としているのも、 胡家草場版において、 犯人もろとも三族皆殺しという重大な結果を招 なお一層愼重な審理を期するためであろ 少なくとも「死罪」 謀反に對して縣・ に限 道及び郡による っていえば、

異なり、 や敵方への投降、 一方、「以城邑亭鄣反・降諸侯、 犯罪が實行に移され、 防衞施設の放棄などは、 罪狀が比較的明確な場合が多いためと考えられる。 及守乘城亭鄣、 廷尉による審理、 諸侯人來功 皇帝による批准の對象とされていない。 攻 盗、 不堅守而棄去之、 若降之」すなわち「反 それは謀反と

愼重に判斷する必要がある。それゆえ、謀反については廷尉の審理、

皇帝の批准を加え、

必要的覆審制を強化

被疑者が本當に反逆を企ててい

たの

及守乘城棄去若降之、 最後に、胡家草場版について一つ提示しておきたい問題がある。すなわち、 及謀反者」とあり、これは先述の通り冒頭の 「以城邑亭鄣反・降諸侯、 胡家草場版の中に 及守乘城亭鄣、 一其城邑反 諸侯 降

定められていたか、

しかし、この部分が文帝後元年に至って初めて制定されたとは限らない。

あるいは單に筆寫者が省略しただけかもしれない。

謀反者獄具、二千石官案掾移廷、

廷以聞、

有報、

乃以從事」の部分は二年律令版と第三三六號墓版

に見えない

二年律令と第三三六號墓漢律では別條に

る。 人來功 すなわち、 (攻) 盗、 冒頭では 不堅守而棄去之、 「以城邑亭鄣反・降諸侯」とあるのに對し、 若降之、 及謀反者」の部分を繰り返したものと考えられるが、 繰返部分では「城邑反・降」 とあるのみであ 異なる部分もあ

(216)

9 る 諸侯 の部分は單に省略されていると見ることができるが、 繰返部分では「亭鄣」を欠く。 それゆえ、

胡家

草場版を嚴格に解釋すれば、胡家草場版では二年律令版と異なり、亭・障を守っていた者が反逆したり、 に關する規定を欠く。 へ投降した場合、三族刑の對象とならなかったことになる。また、同じく冒頭部分では「守乘城亭鄣、 攻 不堅守而棄去之、若降之」とあるのに對し、 しかし、謀反という企ての段階でも三族刑に處されるのであるから、 繰返部分では「守乘城棄去若降之」とあり、 亭・障ごと反旗を翻し やはり亭・障 諸侯人來功 諸侯國側

た場合に三族刑に處されなかったとは考えがたい。よって、「亭鄣」も省略されているだけなのであろう。

第二節 身分刑から勞役刑へ

うになった。要するに、城旦春以下はいわゆる「身分刑」であったことになる。 春以下は一種の身分であって、これらの身分に降格させることが刑罰としての城旦春以下であったと理解され さらに、二〇〇一年に二年律令の圖版と釋文が初めて公表されると、秦及び文帝十三年以前の漢においては、 と當然のように理解された。しかし、これらを有期勞役刑として理解すると、明らかに矛盾する問題が多數浮上 表されると、秦でもこれらの刑罰が設けられていたことが確認され、秦でもこれらの刑罰に刑期が設けられていた と、これらの刑罰にはそれぞれ刑期が設けられていた。一九七五年に睡虎地秦簡が出土し、 秦・漢では「城旦春」・「鬼薪白粲」・「隷臣妾」・「司寇」など、勞役に從事する刑罰が設けられていた。これらは 秦及び文帝十三年までの漢では、これらの刑罰には刑期が設けられていなかったと理解されるようになった。 の名稱であると同時に、これらの刑罰を受けている者の名稱でもあった。漢代について記した傳世文獻による これらの身分刑は一定期間服役する勞役刑へ變化した、というのが今日では通説的理解であるといってよ しかし、 文帝十三年に刑期が設け 間もなくその釋文が公 れるよ

胡家草場漢律令には、 文帝刑制改革によってこれらの刑罰が確かに勞役刑化したことを裏づける條文がいくつか

司寇と耐

見える。

秦漢律令には「耐」という刑罰が見える。耐とはひげを剃り落す刑罰で、 鬼薪白粲・隸臣妾・司寇のいずれ かと

有罪當耐、其灋不名耐者、 庶人以上耐爲司寇、 司寇耐爲隸臣妾。 (第九〇簡

組み合わせて適用されるのが原則であった。二年律令「具律」には

とあり、法定刑が「耐」とのみ記されている場合、庶人以上の身分の者であれば耐司寇、

司寇であれば耐隸臣妾に

處すると定められている。例えば、二年律令「賊律」には 船人渡人而流殺人、耐之。(第六簡

同 「亡律」には

七簡 吏民亡、盈卒歳、 耐。 (中略) 其自出殴 (也)、 答五十。給逋事、 皆籍亡目。 軵數盈卒歳而得、 亦耐之。 (第一五

とあり、法定刑として「耐」あるいは「耐之」と記されているのみであるが、これらは庶人以上であれば耐司寇、 司寇であれば耐隸臣妾と理解しなければならない。このような規定形式は秦でも同様であったらしく、例えば睡虎

●分甲以爲二甲蒐者、 耐。 (第七簡

地秦簡「秦律雜抄」に、

とある。ただし、 耐隸臣妾は法定刑として明記されている條文もあった。 例えば、二年律令「賊律」に、

毀封、以它完封印印之、耐爲隸臣妾。(第一六簡)

とあるごとくである。これは司寇が耐にあたる罪を犯した場合を想定しているわけではなく、庶人以上であっても 耐隸臣妾に處される。このような場合、法定刑を「耐」と省略することはない。一方、「耐爲司寇」という法定刑

が條文に記載されることは、二年律令及びそれ以前の律令では例を見ない。

されており、法定刑として「耐」とのみ記されている例は見えない。すなわち、「賊律」に、 ところが、胡家草場漢律令のうち既公表部分に限っていえば、各條文では法定刑として逐一「耐爲司寇」

「亡律」に、

船人渡人而流殺人、耐爲司寇。(第二六簡

吏民亡、盈卒歳、 爲司寇。(第三三簡・三四簡) 耐爲司寇。 (中略) 其自出也、 罰金一兩。 拾 (給) 逋事、 皆籍亡日。 軵數盈卒歳而得、

とあるごとくである。前者は前掲の二年律令第六簡、 「耐」と省略せず、逐一「耐爲司寇」と明記している。 後者は第一五七簡とほぼ同じ條文である。にもかかわらず、

を反映しているのであろう。文帝刑制改革より前においては司寇に處されると、恩赦などにより赦免されない限り 胡家草場漢律令において「耐爲司寇」と明記されているのは、文帝刑制改革によって司寇が勞役刑と化したこと

處される罪を犯した場合という、極めて特殊な狀況を想定して規定を設ける必要性が薄れたのであろう。 司寇の人數が激減したと考えられる。それゆえ、數少なくなった司寇がわずか二年の間に、一般人ならば耐司寇に は、一生司寇の身分のままであった。それゆえ、司寇はかなりの人數がおり、彼らがさらに罪を犯す場合を想定し て處罰規定を設ける必要性が高かった。しかし、文帝刑制改革の結果、司寇にはわずか二年間の刑期が設けられ、

條文が見える。

Ŧī.

簡

Ŕ れは別條において定められていたと推測される。 刑徒として服役中の者が罪を犯した場合、 やはり一般人とは異なる何らかの制裁が加えられたはずであり、

そ

耐鬼薪白粲の一般化

秦律令及び二年律令までの漢律令では、 耐鬼薪白粲は特殊な身分の者に限って適用される刑罰であった。(宮) 例え

其當刑及當爲城旦舂者、

耐以爲鬼薪白粲。

(第八二

ば、 二年律令「具律」には

上造・上造妻以上、及内公孫・外公孫・内公耳玄孫有罪、

簡

を犯した場合、 とあり、「上造」以上の爵位を有する者とその妻、 薪白粲に減刑される特權が與えられていた。 耐鬼薪白粲に處すると定められている。要するに、彼らには肉刑と城旦春の適用を免除され 及び一部の皇族やその外戚は、 肉刑 あるい は 城旦 一春にあたる罪 耐鬼

ところが、胡家草場漢律令には、 耐鬼薪白粲が特殊な身分の者に限られず、 犯罪の法定刑として設けられてい

盜臧 (贓) 直 (値) 六百錢以上、 **髡**爲城旦舂。不盈到五百、完爲城旦舂。 不盈到四百、 耐爲鬼薪白粲。

不盈到

三百、 耐爲隸臣妾。 不盈到二百、 耐爲司寇。 不盈到百、 罰金八兩。 不盈到一錢、 罰金 〜〜盗 律」、 第一 簡

本條は竊盜罪の處罰を定めたもので、竊取した財物の價値に應じ、 法定刑が設けられている。これによると、

取した財物が五○○錢未滿かつ四○○錢以上に相當する場合、 耐鬼薪白粲に處される。 ちなみに、二年律令「盗

律」には、

盜臧 耐為隸臣妾。不盈百一十到廿二錢、罰金四兩。不盈廿二錢到一錢、 (贓) 直 (值)過六百六十錢、黥爲城旦春。六百六十到二百廿錢、完爲城旦春。不盈二百廿到百一十錢·

とあり、本條に相當する條文が見えるが、耐鬼薪白粲は法定刑として設けられていない。

罰金一兩。(第五五簡・五六簡

というのも、 このように、もはや身分とは何の關係もなく、 耐鬼薪白粲が單なる勞役刑と化し、事實上刑期を示す指標としての意味しか持ちえなくなったためで 耐鬼薪白粲が法定刑の一つとして用いられるようになった。

それ

繋城旦舂の廢止

一繋城旦春」は秦律令及び二年律令までの漢律令に見え、一時的に城旦春として服役する刑罰である。

た行為が、胡家草場漢律令では他の刑罰に置き換えられている例が見える。すなわち、二年律令「亡律」に、 ところが、胡家草場漢律令のうち既公表部分には繋城旦春が見えず、しかも二年律令では繋城旦春に處されてい 當時の城旦春は本來身分を降格させる刑罰であるが、繋城旦春は服役期間が滿了すれば赦免される。

吏民亡、盈卒歳、耐。不盈卒歳、毄 (繋) 城旦春。(第一五七簡)

とあり、吏・民が逃亡し、逃亡期間が一年に滿たない場合、繫城旦春に處すると定められている。これとほぼ同じ

條文が胡家草場漢律令「亡律」に、

とあり、逃亡期間が一年未滿の場合、 吏民亡、盈卒歳、 耐爲司寇。不盈卒歳、作官府、 官府で勞役に從事させ、逃亡した日數分の勞役を償わせると定められてい 償亡日。 (第三三 簡

五.

る。 時 このように、 的に城旦舂とする意味がなくなったからであろう。 繋城旦 春が他 の刑罰に置き換えられたのも、 胡家草場漢律令の全てが公表されないと斷言はできない 文帝十三年以降では城旦 一春自體が有期勞役刑化し、

第三節 肉刑の廢止と隱官

が、

おそらく繋城旦春は文帝十三年に廢止されたのではなかろうか。

多三貧 四开の周上で

漢書』卷二三刑法志に

卓

(中略)

制日、

可。

左止者、笞五百。 丞相張蒼 ·御史大夫馮敬奏言 當斬右止、 及殺人先自告、 (中略) 臣 .謹議請定律日 及吏坐受賕枉法、 中 略 當黥者、 守縣官財物而即盜之、 **髠鉗爲城**旦 春。 已論命復有笞罪者 當劓 者 答三百

皆 當棄 斬

とあり、 は「笞五百」、「劓」(鼻を削ぎ落す) 文帝十三年には肉刑が廢止され、「斬右趾」(右足の指を斬り落す)は棄市、 は「答三百」、「黥」 (顔面に入れ墨を施す) は 「髡鉗」 「斬左趾」(左足の指を斬り (頭髮を剃り落 首 枷

はめる)にそれぞれ改められた。胡家草場漢律令には明らかに肉刑廢止後の條文が見える。

三百、 盜臧 贓 耐爲隸臣妾。 直 (値) 六百錢以上、 不盈到二百、 **髡**爲城旦春。 耐爲司寇。 不盈到百、 不盈到五百、 罰金八兩。 完爲城日 不盈到 春。 不盈到四百、 錢、 罰 金 耐爲鬼薪白 律、 第 桑。 四 不 簡 盈 到

|年律令にはこれらに相當する條文が見える。 賊 风燔寺舍 民室屋 廬舎・ 積寂 (聚)、 **髡**爲城旦 春。 其失火延燔之、 罰金四 兩 責 所 燔 $\widehat{}$ 賊律」、 第二 Ŧī.

盜臧 鰄 直 値 過六百六十錢、 黥爲城旦 春。 六百六十到二百廿錢、 完爲城旦春。 不盈二百廿到 百 十錢、

耐為隸臣妾。不盈百一十到廿二錢、罰金四兩。不盈廿二錢到一錢、罰金 兩。(「盜律」、第五五 簡 Ŧi.

簡 《燔寺舍・民室屋・廬舍・積取 (聚)、黥爲城旦舂。其失火延燔之、 罰金四兩、 責所燔。 (「賊律」、 五五

年律令第四簡・五簡は、「髡」と「黥」以外は一字も違いがない。 は「髡爲城旦春」、後者では「黥爲城旦春」が法定刑として設けられている。 令では六○○錢以上、二年律令では六六○錢超となっており、金額が近似している。これらの行爲に對し、 先述の通り、 五六簡と比較すると、 胡家草場漢律令第一四簡では竊取した財物の價値に應じて刑罰が定められている。二年律令第五 構成要件と法定刑に違いがあるものの、 最も重い刑罰が適用されるのは、 また、胡家草場漢律令第二五簡と二 前者で Ŧi.

本來ならば ている。これは胡家草場漢律令が文帝十三年の刑制改革を經た後のものであることを示している。 以上のように、二年律令では「黥」とされていた法定刑が、 「髡鉗」と記されて然るべきところであるが、「鉗」が省略されているのであろう。 胡家草場漢律令ではいずれも 髡 に置き換えられ なお、「髡」は

大夫以上年五十八、不更六十二、簪裹六十三、上造六十四、公士六十五、士五 胡家草場漢律令の中には、一見すると肉刑の存在を窺わせる條文も見える。 (伍) 六十六、隱官六十七、

爲免老。(「傅律」、第八六簡

官は肉刑が存在することを前提とする。しかし、文帝十三年以前に肉刑を受けた者が、 は、「隱官」が見えることである。隱官とは肉刑を受けた者が赦免された後に與えられる身分である。 本條は身分に應じて「免老」の年齡を定めたものである。 見られる通り、 身分が高ければ高いほど、免老の年齢が早くなっている。ここで注目されるの 免老とは一定の老齢へ達したことにより、 肉刑廢止後もある程度存命 徭役を免除 隱

頃、

大夫五頃、

不更四頃、

簪褭三頃、

上造二頃、公士一頃半頃、公卒・士五

(伍)・庶人各一頃、

司寇

各五十畝

していたはずで、それゆえ本條のような規定がしばらくの間必要とされていたのではなかろうか。

ちなみに、二年律令「傅律」には、

大夫以上年五十八、不更六十二、簪褭六十三、上造六十四、公士六十五、 公卒以下六十六、 皆爲免老。

とあり、 本條とほぼ同じ條文が見えるが、本條では 士五 伍 六十六、 隱官六十七」となっているところが、二

年律令では「公卒以下六十六」に作る。二年律令「戸律」には 八十頃、左更七十八頃、右庶長七十六頃、左庶長七十四頃、五大夫廿五頃、公乘廿頃、公大夫九頃、 關内侯九十五頃、大庶長九十頃、駟車庶長八十八頃、大上造八十六頃、少上造八十四頃、 右更八十二頃 官大夫七 中

とあり、 ているので、爵位・身分が高い順に列擧されていることがわかる。それゆえ、末尾に「公卒・士五 司寇・隱官各五十畝」とあるのも、身分の高い順から公卒・士伍・庶人・司寇・隱官であったことを示して 國家が吏・民に對し、 爵位や身分に應じて支給する農地の面積が定められている。 面積が廣 (伍)・庶人各 い順 に記され

官よりもさらに身分の低い者、すなわち隸臣妾・鬼薪白粲・城旦春をも指すことになる。

いる。二年律令「傅律」の「公卒以下」を文字通りに理解すると、公卒・士伍・庶人・司寇・隱官、

及び司寇・隱

れていたとすれば、 國家が司寇・隸臣妾・鬼薪白粲・城旦舂まで免老の對象としていたとは考えがたい。もし彼らまで免老の對象とさ しかし、いくら身分刑とはいえ、國家からすれば、 既に免老の年齢に達している者が、身分刑にあたる罪を犯したとしても、勞役に從事しなくて 刑徒は勞役に從事することこそが存在意義なのであるから、

よくなってしまう。それゆえ、少なくとも司寇などの刑徒は「公卒以下」に含まれなかったと考えられる。 (゚ロ)

規定が文帝刑制改革のとき、あるいはそれ以後に制定されたとすると、隱官の免老の年齡を一年遅らせたことは 下」に隱官が含まれていたとすると、二年律令以降、わざわざ隱官を公卒以下と區別し、 たことになるが、そのような改革を行うべき理由があったとは考えがたい。ましてや、 家草場漢律令では隱官の免老の年齡が六七歳とされ、士伍の六六歳と區別されている。 一方、隱官は刑徒の身分より解放された身であるから、免老の對象とされていても不思議ではない。しかし、胡 胡家草場漢律令第八六簡の 假に二年律令の「公卒以 免老の年齢を一年遅らせ

される。 られていた可能性がある。 隱官の免老に關する規定が設けられていたが、二年律令第三五六簡では書寫者が省略したか、 | 收」制度・肉刑の廢止、及び身分刑から勞役刑への轉換という、文帝刑制改革における刑罰輕減の傾向と矛盾す すると、 それゆえ、二年律令の「公卒」以下は隱官を含んでおらず、公卒・士伍・庶人のみを指すと解される。 あるいは、二年律令の時期では隱官が免老の對象とされておらず、文帝十三年の肉刑廢止に伴って、 隱官の免老に關しては、 その場合、 以下の可能性が考えられるであろう。 隱官の免老の年齢は六七歳で、公卒・士伍・庶人とは區別されていたと推測 すなわち、二年律令の時期にお あるいは別條で定め ても

る規定が含まれている可能性も否定できないが、 いずれにせよ、 もっとも、 隱官が見えることは、胡家草場漢律令が文帝十三年の刑制改革を經た後のものであるとい 胡家草場漢簡はまだ一 たとえそうであったとしても、既に死文化していたものが殘って 部の圖版・釋文が公表されたに過ぎず、未公表部分に肉 刑

も免老の對象とされるようになったと考えられなくもない。

いるに過ぎないと考えられる。

分は、

第四節 贖 刑と罰金

もあれば、 は黄金などを納入させる代わりに、本來適用すべき刑罰を免除するという、代替刑 贖 とは財産刑の一種で、 各條文において、各犯罪に對する法定刑として設けられている場合もあった。 少なくとも漢では黄金あるいはそれに相當する錢を納入させる刑罰であった。 (換刑) として用いられる場合 贖 刑

贖 刑は、 具體的には 「贖黥」・「贖耐」など、「贖」+刑罰名として示される。二年律令「具律」には 贖城旦春・鬼薪白粲、

金一斤八兩。

贖斬・府

(腐)、

金一斤四兩。

贖劓

金 二斤。

贖

金十二兩。 贖悪 (遷)、金八兩。(第一一九簡

贖死、

金二斤八兩。

とあり、 刑と異なり、本來適用すべき刑罰は贖刑そのものであるから、贖黥・贖耐など、「贖」+ 贖刑の種類と、 納入すべき黄金の重量が定められている。法定刑としての贖刑の場合、 刑罰名のうち刑罰名の部 代替刑としての贖

本來の刑罰としての意味を持たず、單なる贖刑の輕重を示す指標に過ぎなかった。

通り、 せる刑罰であった。 二年律令には贖刑の他に「罰金」という刑罰が設けられており、これも黄金あるいはそれに相當する錢を納入さ 罰金には一斤・八兩・ 四兩・二兩・一 兩という等級が見える。 筆者が以前疑問として提示した

が見られる。 これらのうち一斤は贖劓・ 贖黥、 八兩は贖遷で納入すべき黄金の重量でもあり、 贖刑と罰金刑の間には重複

ている例がある。 胡家草場漢律令ではこれを解消するためか、 二年律令では贖刑を法定刑としていたものが、 罰金に置き換えら

船 人渡人而流殺人、 耐之。 船嗇夫・ 吏主者贖耐。 其殺馬牛及傷人、 船人贖 耐。 船 高夫・ 吏贖悪 (遷)。 (二年律

船人渡人而流殺人、

耐爲司寇。

船嗇夫・吏主者罰金十二兩。

其殺馬牛及傷人、船人罰金十二兩。

船嗇夫・

令

金 八兩。 (胡家草場漢律令「賊律」、第二六簡・二七簡

當戍、已受令而逋不行盈七日、 若戍盜去署及亡過一日到七日、

簡

五〇簡

諸當戍、已受令而逋不行盈五日、

若盜去署及亡過一日到五日、

罰金十二兩。

(胡家草場漢律令 「興律」、

「興律」、

第四

九

贖耐。

(二年律令

第三九

越邑・ 里・官 市院垣、 若故壞決道出入、 及盜**敢**門戸、 皆贖黥。 (二年律令「雑律」、 第一八二簡

越邑・里・官

市院垣、

若故壞決道出入、

及盜脫門戸、皆罰金一斤。(胡家草場漢律令「雜律」、第五六簡

金の重量自體は變わっていないので、事實上刑罰の名稱だけが改定されたことになる。二年律令では贖刑であった 見られるように、 贖黥が罰金一斤、 贖耐が罰金十二兩、 贖遷が罰金八兩にそれぞれ改められている。 ただし、 黄

)が罰金刑へ改められている例として、以前拙著でも提示した通り、他にも次のような例がある。(※1)

Ł

毆親父母及 歐兄姊及親父母之同産、 之 同₍₂₅₎ 耐爲司寇・作如司寇。其奊詢詈之、 耐爲隸臣妾。其奊詢詈之、贖黥。(二年律令「賊律」、第四一 罰金一斤。 (懸泉漢簡Ⅱ○一一 簡 ∄. ③

後漢・ 一年律令よりもはるか後の時代のものである。 懸泉漢簡に記されている紀年のうち、最も早いものは前漢・武帝の元鼎六年 安帝の永初元年 (一○七年)で、中でも前漢後期の宣帝・元帝・成帝期のものが最も多い。 やはり贖黥が罰金一斤に改められている。 (紀元前一一一年)、 最も遅い いずれにせよ、

止され、全て罰金刑へと改められたわけではなさそうである。 しかし、呂后二年の二年律令から文帝刑制改革後の胡家草場漢律令へ至るまでの間に、 現に、 胡家草場漢律令の中にも、 法定刑としての贖刑 法定刑としての贖 が廢

刑が一例見える。

匿罪人、各與同罪。舍若取亡罪人爲庸、不智 (知) 其亡、 盈五日、 罪司寇以上、 各以其贖論之。(「亡律」、

ぞれ「其の贖を以て之を論ず」、というものである。「其の贖を以て之を論ず」とは、 を知らずに宿泊させたり、 本條の大意は以下の通りである。すなわち、罪人を匿えば、罪人と同じ刑罰に處する。逃亡中の罪人であること 雇って働かせ、それらが五日以上に及び、かつ罪人の罪が司寇以上にあたる場合、 例えば罪人が耐司寇の罪を犯

した場合、贖耐に處するということであろう。

また、武帝期のものと見られる走馬樓漢簡には、(28)

九月丁卯、倉嗇夫午行酃丞事、敢告臨湘丞主、案贖罪以下寫府辟報爰書移書到令史可問它言史

ことを示すものであろう。『晉書』卷三○刑法志が引く『新律序略』に、 とあり、「贖罪以下」という表現が見える。これは贖刑が當時においても、 刑罰の等級の中に位置づけられていた

其死刑有三、髠刑有四、完刑・作刑各三、贖刑十一、罰金六、雜抵罪

げられている。贖刑は漢代を通して正規の刑罰として設けられていたことがわかる。 かつて富谷至氏は、正刑としての贖刑は文帝十三年の刑制改革によって勞役刑の中へ吸收され、 漢律令に基づいて制定された三國魏の「新律」でも、贖刑はやはり死刑や勞役刑・ 罰金刑などと同列に舉 消滅したという

見解を示した。それに對して、筆者は以前、 贖刑は勞役刑ではなく罰金刑へ吸收されたという見解を提示したこと

がある。胡家草場漢律令を見ると、贖刑が罰金刑へ改められている例がいくつか見えるので、贖刑は罰金刑へ(%) される傾向にあったといえそうである。しかし、法定刑としての贖刑は文帝刑制改革によって消滅したわけではな 後々まで殘存していた。さらにいえば、法定刑としての贖刑のい くつかが罰金刑へ改められたのは、 文帝期と 、吸收

結 語

は限らず、呂后二年以降の呂后期に行われた可能性も否定できない。

61 簡文を無視して秦漢刑法研究を進めるわけにもいかない。全面的に公表された曉には、 草場漢律令の圖版・釋文の全面的な公表を待ってから研究に着手すべきではないかとの批判もあろうが、既公表の 本稿では胡家草場漢律令のうち既公表部分に對する分析を通して、 刑罰に關してえられた鄙見を披露した。 本稿の内容を再檢討した 胡家

注

- $\widehat{1}$ 博物館・武漢大學簡帛研究中心編著『荊州胡家草場西漢簡牘選粹』文物出版社、二〇二一年)「前言」など參照 芳・蔣魯敬 家草場西漢墓M一二出土的簡牘」(中國文化遺産研究院編『出土文獻研究』第一八輯、中西書局、二〇二〇年)、李志 年第二期)、李志芳・蔣魯敬「湖北荊州市胡家草場西漢墓M一二出土簡牘概述」(『考古』二〇二〇年第二期)、「荊州胡 以下、 胡家草場漢簡の概要については、 「湖北荊州胡家草場西漢墓」(國家文物局編『二〇一九中國重要考古發現』文物出版社、二〇二〇年)、 荊州博物館「湖北荊州市胡家草場墓地M一二發掘簡報」(『考古』二〇二〇
- 05-06/8829027.shtml、二○一九年五月六日)、❷李志芳「十大考古候選項目:湖北荆州胡家草場西漢墓地發現大量秦漢 (中國文博微信、 「湖北荊州出 土珍貴西漢簡牘和戰國楚簡極具學術價值」(中國新聞網、https://www.chinanews.com.cn/cul/2019/ https://weibo.com/u/3896555376、二〇二〇年一月一三日)、3李志芳・蔣魯敬 |湖北荊州市

張家山漢簡《二年律令・賜律》 っていえば、以上のうち2・3・6には 祖・李志芳「張家山 E 漢簡 《二年律令》新編(二則)」(『江漢考古』二〇二〇年第三期)、 簡序新探 ――以胡家草場漢簡爲線索」(『文物』二〇二〇年第八期)など參照。 『選粹』にも收録されていない竹簡の圖版あるいは釋文が見える。 7何有祖·劉盼

土簡牘概述」、❹「荊州胡家草場西漢墓M一二出土的簡牘」、❺

一湖北荊州胡家草場西漢墓」、

6

家草場西漢墓M

二二出

- 3 曹旅寧「從胡家草場漢律簡 《賊律》條文看秦漢**髡**刑及漢文帝廢除肉刑」(簡帛網、http://www.bsm.org.cn/?hanjian/
- 4 8465.html、二〇二一年)參照 「收」とは完城旦・耐鬼薪以上の刑罰、 二年律令「收律」に「罪人完城旦・鬼薪以上、及坐奸府 あるいは姦罪により腐刑 (腐) (宮刑) を受けた者の田宅・財物・妻子を沒收するこ 者、 皆收其妻子・財・田 宅 第 七 四 簡
- 5 胡家草場漢律令の簡番號・釋文は、本稿では全て『選粹』によった。

とである。

- 廈門大學出版社、 張家山漢簡の簡番號・釋文は武漢大學簡帛研究中心・荊州博物館・早稻田大學長江流域文化研究所編 拙稿「漢初三族刑的變遷」(朱騰・王沛・水間大輔『國家形態・思想 二〇一四年。二〇一二年原載) 參照。 制度 先秦秦漢法律史的若干問 題 研
- の條文も含まれていたと考えられる。詳しくは拙稿 れているのは、一見すると、呂后元年に三族刑が廢止されたとする鄙見と矛盾する。しかし、 奏讞書』(上海古籍出版社、二〇〇七年)によった。二年律令は呂后二年のものであるから、 「漢初三族刑的變遷」を參照されたい。 この中に三族刑が定めら 二年律令の中には廢止後
- 「讀胡家草場漢簡札記兩則」(簡帛網、 http://www.bsm.org.cn/?hanjian/8462.html 年
- 研究者もこれに従っている。 はなく第一三六號墓とされているが、同稿に先立って發表された陳跃鈞 荆州地區博物館「江陵張家山兩座漢墓出土大批竹簡」(『文物』一九九二年第九期) 一九八七、 文物出版社、 一九八八年)では第三三六號墓とされており、 「江陵縣張家山漢墓竹簡」 參照。 現在に至るまでさまざまな 同稿では第三三六號墓 (中國考古學會編
- 「讀胡家草場漢簡札記兩則

8476.html、二〇二一年) 參照。

11

彭浩

一讀胡家草場漢簡札記兩則」參照。

- 「胡家草場 漢簡 《賊律》「 「以城邑亭障反」條應是文帝以後漢律」 (簡帛網、 http://www.bsm.org.cn/?hanjian/
- 滋賀秀三『清代中國の法と裁判』(創文社、一九八四年) 二三~二九頁 (一九六○年原載 參照
- 14 〇九頁 (二〇〇三年原載) 參照 當時の「過失殺人」・「戲殺人」については、詳しくは拙著『秦漢刑法研究』(知泉書館、二〇〇七年)一〇三~一
- 15 時期承擔覆獄的機關與官吏」(武漢大學簡帛研究中心編『簡帛』第七輯、上海古籍出版社、二〇一二年)參照 「二千石官丞」 は「二千石官の丞」とも「二千石官と丞」とも讀める。 しかし、 後者が正しいことは、
- (7) 从さい 無されが引む はない後間 東宮東川 (16) 拙稿「秦漢時期承擔覆獄的機關與官吏」 參照。
- 17年。一九九五年原載)、 令研究的動態」(朱勇編『中華法系』第六卷、法律出版社、二○一五年)など參照 史研究の現狀 以下、睡虎地秦簡出土以降の城旦春・鬼薪白粲・隷臣妾・司寇をめぐる研究の動向については、 ― 刑期をめぐる論爭を中心に ―― 」(同氏『中國古代訴訟制度の研究』京都大學學術出版會、 陳中龍 「秦漢刑徒研究評述」(『簡牘學報』第一八期、二〇〇二年)、 拙稿「二一世紀日本秦漢律 籾山明「秦漢刑罰
- 二年律令「具律」に「公士・公士妻及□□行年七十以上、若年不盈十七歳、有罪當刑者、皆完之」(第八三簡)と 宮宅潔 『中國古代刑制史の研究』(京都大學學術出版會、二〇一一年)九六~一〇二頁(二〇〇六年原載)
- 威市磨咀子第一八號墓出土「王杖十簡」に「制詔御史曰、年七十受王杖者、比六百石、入官廷不趨、 文帝十三年に身分刑が勞役刑へ轉換された後では、老齡をもって刑罰そのものを免除する規定が見える。すなわち、 免除されなかった。秦律令及び二年律令までの漢律令では、老齡をもって身分刑を免除する規定は見えない。ただし、 『漢書』卷八宣帝紀元康四年條に「四年春正月、詔曰(中略)自今以來、諸年八十以上、非誣告殺傷人、佗皆勿坐」、武 七〇歳以上の者が「刑」すなわち肉刑にあたる罪を犯した場合、肉刑を免除すると定められているが、身分刑は (第二簡)、武威市磨咀子漢墓出土「王杖詔令册」に「制詔御史、年七十以上、 人所尊敬也。 非首(手)殺傷人、 犯罪耐以上毋二尺

它毋所坐」

(第一簡)、

武威市旱灘坡漢墓出土「王杖斷簡」に「制詔御史、奏年七十以上、比吏六百石、

な

年第一〇期)によった。 肅人民出版社、 王杖十 0) 簡 番號・ 簡 0) 簡 一九八四年)、王杖斷簡の簡番號・釋文は武威地區博物館「甘肅武威旱灘坡東漢墓」(『文物』一九九三 釋文は武威縣博物館 番號・ 釋文は中國科學院考古研究所・甘肅省博物館 「武威新出王杖詔令册」(甘肅省文物工作隊・甘肅省博物館 編 『王杖十簡』 (文物出版 社、一 編 九六四年)、 『漢簡研究文集 王

- 20 ることも認められていた。 官而欲以除其罰 二年律令「金布律」に「有罰・贖 ・贖・責 (債)、 及爲人除者、皆許之」(第四二七簡) 責 (債) 當入金、 欲以平賈 (價) とあり、 入錢、 贖刑の場合、 及當受購・ 黄金の代わりに錢で納入す 償而毋金、 及當出 金・ 錢縣
- 21 一○○二年第五期)、李均明「張家山漢簡所見刑罰等序及相關問題」 肉 漢刑罰制度の研究』(同朋舍、一九九八年)六九~七四頁、 .刑과 角谷常子「秦漢時代の贖刑」(梅原郁編 拙著『秦漢刑法研究』(知泉書館、二〇〇七年)六四・六五頁など參照 罰金刑・ 贖刑 ——」(『中國史研究』 (韓國) 『前近代中國の刑罰』 第一九輯、 林炳德「『張家山漢簡』「二年律令」의 二〇〇二年)、 京都大學人文科學研究所、一 (饒宗頤編 張建國 「華學」 第六輯、 論西漢初期的 九九六年)、 紫禁城出版社、二〇〇 刑罰制度 贖 (『政法論壇 Î
- 23 22 注 (20) で引用した二年律令「金布律」の條文によると、 『秦漢刑法研究』七〇~七二頁參照 罰金の場合でも錢で納入することが認められてい
- 24 『秦漢刑法研究』七一・七二頁參照。
- 25 「及」は「之」の誤りであろう。拙著『秦漢刑法研究』 九四頁參照
- 26 懸泉漢簡の簡番號・釋文は胡平生・張德芳 『敦煌懸泉漢簡釋粹』(上海古籍出版社、二〇〇一 年)によった。
- 甘肅簡牘博物館・甘肅省文物考古研究所・ 懸泉漢簡 (『懸泉漢簡 壹 壹 (中西書局、 參照。 後者では最古の紀年が武帝の太始三年 二〇一九年)「前言」、 陝西師範大學人文社會科學高等研究院・清華大學出土文獻研究與 戴春陽一大漠雄風 (紀元前九四年)、 絲路瑰寶 最新の紀年が和帝の永元十 敦煌懸泉置漢晉驛站 **沿遺址考**

の整理の進展に伴い、最古の紀年が元鼎六年、最新の紀年が永初元年であることが明らかになったのであろう。 三年(一○一年)とされている。しかし、この論文はもともと二○○○年に發表されたものであって、その後懸泉漢簡

|28|| 鄭曙武・張春龍・宋少華・黄樸華編著『湖南出土簡牘選編』(嶽麓書社、二〇一三年)二六六~二六八頁參照。 簡

(3) 拙著『秦漢刑法研究』七一・七二頁參照。(29) 冨谷至『秦漢刑罰制度の研究』一九四~二〇六頁參照。

番號・釋文も同書によった。

沛、項目號20&ZD180)による研究成果の一部である。 【附記】本稿は中國國家社會科學基金重大項目資助「甲、

金、

簡牘法制史料彙纂通考及數據庫建設」(研究代表者:王